

新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）
第29条（定年<u>および再雇用</u>） 社員の定年は、<u>満65歳</u>とし、<u>満65歳</u>に達した<u>日の属する</u>月の末日をもって退職する。 <u>2. 前項により定年退職した社員が引き続き勤務を希望し、会社がこれを認めた場合には、定年退職日の翌日を始期として、1年以内の有期労働契約により再雇用することがある。</u> <u>3. 前項の再雇用における労働条件（賃金、職務内容、労働時間その他の労働条件）および契約の更新の有無については、別途締結する再雇用契約書により定める。</u> （略） <u>第39条（就業禁止等）</u> <u>他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある者、明らかな体調不良（嘔吐や発熱）が見られ業務に支障を来す場合、その他医師が就業を不適当と認めた者については、就業を禁止する。</u> <u>2. 会社は、前項の規定により就業を禁止した場合には、他の社員と交代させることができる。</u> 附 則 この規程は、平成17年8月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成22年9月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年1月1日から施行する。</u> <u>なお、施行日前に満60歳到達後も引き続き勤務している社員については、本規程に定める定年及び再雇用の規程を適用するものとする。</u>	第29条 （定年） 社員の定年は、満60歳とし、定年に達した月の末日をもって退職する。 ただし、会社が必要とした者は、1年ごとの契約により嘱託として再雇用（または勤務延長）することがある。ただし、満65歳までとする（略） （新設） 附 則 この規程は、平成17年8月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成22年9月1日から施行する。 （新設）